

協働事業提案制度の一部見直しについて（案）

1 提案募集の期間拡大および企画書の作成支援等について

（課題）

平成 22 年度は事業のイメージが十分固まっていない状態の企画書や事業の内容が明確でなかった企画書が見受けられた。

その原因の一つとしては募集期間が短かったため、企画を練り上げ、企画書を作成する時間が少なかったことが考えられる。

もう一つは、企画書の重要性について、提案団体に十分伝わらなかったことが考えられる。これは、企画書の書き方について、NPO 活動支援センターが相談・支援を行うこととしていたが、相談・支援件数が無かったことから伺える。

協働事業に対する企画提案という新しい取り組みで、団体にとっても不慣れではあったが、事業内容を伝える企画書の書き方は、本提案制度への事業提案だけに限らず、団体が他の助成金などを申請する際や、自分たちの活動を PR して寄付を集める際、他の団体と連携して事業を行う際など、自立して継続的に活動を実施していくうえ、非常に重要なことである。

（見直し案）

平成 23 年度は、事業の立案、企画書の作成を行う期間を十分設けるとともに、事業内容が伝わる企画書が作成できるよう、募集要項において「作成のポイント」ページを追加していくとともに、NPO 活動支援センターでの相談・支援を進めていく。

また、団体に対して事業内容が伝わる企画書の作成に向けての意識を高く持つってもらうため、審査の視点に企画書全体の「わかりやすさ」を加えていく。

2 団体と事業関係課の意見交換の条件について

（課題）

平成 22 年度は、提案に際して団体の希望に応じて事前関係課との意見交換を実施した。意見交換の場においては、団体側の事業内容がある程度定まっている場合、その事業において、事業関係課の要望も伝えながら、役割を確認するなど、前向きな話し合いが実施できていた。しかしながら、すべての団体が必ずしも実施したい事業内容を固めているわけではなく、団体が認識している課題について、取り組みの手法やアイデアを含めて、事業関係課に意見が求められる場合もあった。

協働事業提案制度の基本的な考え方は、団体の自発的な提案に対して、審査委員会が審査を行い、協働事業にふさわしい事業を選定することである。意見交換の場において、事業関係課が関わり過ぎたりすると、団体の主体性や提案制度の趣旨が損なわれる恐れがある。

(見直し案)

平成 23 年度においては、団体としての提案内容が固まった事業(企画書が概ねできたもの)について、団体と事業関係課の意見交換の場を設けることとする。

3 協働事業企画書の一部見直し

- (1) 事業の目標を十分意識して協働事業企画書を作成してもらえよう、事業の目標の項目を上位に変更するとともに、審査基準の項目に事業の目標を追加する。
- (2) 事業内容と事業の実施体制の関連が確認できるよう、2つの項目を1つにまとめる。
- (3) 団体の提案に関連した過去の活動実績について、提案事業の実施にあたり、過去の関連した事業活動実績を直接的に審査するのではなく、団体の設立目的や専門分野での取り組み、構成人数、ネットワーク組織の状況なども含めて、総合的に提案団体が提案事業を実施できる能力があるのかを「事業の実現性」の項目で審査することになるため、団体概要書に記載箇所を移行する。
- (4) 協働事業実施年度以降の展望については、協働事業の実施期間中の取り組みも大切である。そこで、実施期間も含めて事業の発展や継続、自立化に向けての取り組みを含めての展望を記載してもらうこととする。

「協働事業企画書対照表」別紙1のとおり

4 審査基準の見直し

上記1および3の見直しを踏まえ、審査基準を一部見直す。また、平成22年度の審査の過程で重要視されたつぎの視点を追加する。

(削除する項目)

- (1) 団体の活動実績が活かされることが期待できること

(追加する項目)

- (1) 重要度、優先度が高い課題に対する事業であること
- (2) 新規性・独創性があること
- (3) 協働事業企画書が「簡潔」かつ「わかりやすい」内容で作成されていること

「協働事業提案制度審査基準と審査の視点对照表」別紙2のとおり

5 継続実施事業の取扱い

協働事業提案制度において、最大1年間継続実施できるものとしている。継続事業の申請については、継続理由も含めて協働事業企画書に記載してもらう。また、中間評価(11月)の結果を踏まえ、総合的に審査を行う。